

知識編

1. 労務管理に関するルール

I. 労働条件の基本原則

講座名

I. 労働条件の基本原則

本講座の内容は、
2014年12月1日時点での
法律に基づいています。

担当：社会保険労務士 田村保実

I. 労働条件の基本原則

Question

Q1 : 労働基準法を守らなければならない会社って
どんな会社？

Q2 : そもそも労働基準法ってどんな法律？

I. 労働条件の基本原則

Answer

A1 : 労働基準法は、労働者を一人でも雇入れたら守らなければならない。

A2 : 労働条件の最低基準を定めた法律である。

その他の論点

- 労働基準法における「労働者」、「使用者」とは…
- 労働契約関係とは何か、請負契約との違いは…
- 「派遣労働者」や「出向労働者」の労働関係とは…


1. 労働条件の基本原則の詳細講座は、
有料動画で学ぶことができます。


詳細講座は


<http://www.soumu-douga.com/>

でご覧下さい。

動画  で学ぶ
労務のプロ

 ホーム

 よくある質問

 ご利用者様の声

 ユーザー登録

 ログイン

講座一覧
Course List

ご利用方法
How to use

講座案内/料金
Guidance

講師紹介/会社概要
Company Profile

お問い合わせ
Contact us

労務管理や労働・社会保険の仕事が
すぐに動画で  どんどん分かる！

人事労務のスペシャリスト「社会保
険労務士」が人事のお仕事に関する
基本的な知識と実務を動画で丁寧に
解説します！



パソコン
OK!



タブレット
OK!



スマホ
OK!



その他の注意点

- 労働契約法第16条第2項を踏まえ、出向先から出向元へ送られるべき書類は「労働簿」、「労働簿記載事項表」に限ります。
- 労働契約法第16条第3項を踏まえ、出向先から出向元へ送られるべき書類は「労働簿」、「労働簿記載事項表」に限ります。
- 「派遣労働者」や「出向労働者」の労働契約は「労働契約法」第16条第2項に準じます。

① 労働契約法第16条第2項を踏まえ、出向先から出向元へ送られるべき書類は「労働簿」、「労働簿記載事項表」に限ります。

② 労働契約法第16条第3項を踏まえ、出向先から出向元へ送られるべき書類は「労働簿」、「労働簿記載事項表」に限ります。



労務のプロ



検索

労務のプロ
で検索！

